

保 存

税制改革に関する提言

税のあり方を考える

～公正な税制で活力にあふれ歪みのない健全な社会へ～

1998年11月

社団法人 関西経済同友会
構 造 改 革 委 員 会

「税制改革に関する提言」のとりまとめにあたって

日本の金融システムは、経済の血液であるお金の循環が目詰まりを起こし、流動性が収縮するという危機的状況にある。金融機関に対する信用の低下が、資金不足の懸念を生み、信用収縮などの現象を通じて、景気の悪化や企業倒産の増加に拍車をかけている。我が国にとって、時間的にはもちろん、日本発の世界恐慌を引き起こさないという国際公約からも、金融システムの建て直しは、緊急の課題である。

一方、金融システムの安定化だけで景気回復が図れるわけではない。危機的状況にある景気を回復軌道に乗せるために、政府はあらゆる政策を動員しようとしており、経済界など各界もそれを強く要望している。現在の情勢に対応するためには、大型景気対策が最優先で実行される必要がある。ただ、その場合にも構造改革の視点を忘れてはならない。例えば、減税についても、所得税の恒久減税など、本来的な構造改革の一環として、制度そのものの見直しに取り組むことが望ましい。

それと同時に、景気対策と並行して本来の構造改革に取り組むことも重要である。このまま構造改革が中途半端に終われば、日本の経済も社会もダメになるのではないかと強い危惧を感じている。日本経済再生の基本は、自由な競争を通じて、技術開発を進め、ソフトやノウハウを革新し、生産性を高めていくという地道な努力にある。回り道と感じられても、創意工夫が活き、個人の努力や成功が報われる社会の構築こそがかえって近道であると考える。

以上のような考え方から、構造改革に関する基本的な税のあり方について、別添の提言をとりまとめた。

平成10年11月
構造改革委員会委員長
山 本 雅 司

目 次

要 旨	・ ・ ・	1
はじめに	・ ・ ・	3
1. 構造改革の中の税制改革		
(1) 構造改革の考え方	・ ・ ・	3
(2) 構造改革の進め方	・ ・ ・	4
(3) 税制改革の必要性	・ ・ ・	4
2. 税制改革の考え方		
(1) 税に関する基本的考え方	・ ・ ・	5
(2) 税制改革の新しい原則	・ ・ ・	6
① 同じ所得なら同じ税負担を (公正の理念)		
② 国際的に調和のとれた税負担を (中立の理念)		
③ 税制における透明性の確保を (簡素の理念)		
3. 税の機能の見直し		
(1) 財源調達機能	・ ・ ・	7
(2) 社会政策機能	・ ・ ・	7
(3) 経済政策機能	・ ・ ・	7
4. 具体的な税制の見直し		
(1) 直ちに手をつけるべき項目	・ ・ ・	8
① 納税者番号制の創設		
② 租税特別措置の見直し		
③ 法人税率の引き下げ		
④ 所得に対する課税の見直し		
(2) 検討に着手すべき項目	・ ・ ・	10
① 法人事業税の見直し		
② 所得税における課税最低限の見直し		
③ 消費税の見直し		
④ 源泉徴収制度の見直し		
おわりに	・ ・ ・	12
平成9・10年度 構造改革委員会活動状況	・ ・ ・	13
平成10年度 構造改革委員会常任委員会名簿	・ ・ ・	15

税制改革に関する提言－税のあり方を考える－(ポイント)

はじめに

- ・現在の日本は各種システムの制度疲労に直面し、構造改革の実現を迫られている
- ・税制は国の基本であるにもかかわらず、見直しの内容は短期的で技術的なものにとどまっている



日本を活力ある豊かな社会とするためには、本来あるべき税の姿を明らかにしなければならない

1. 構造改革の中の税制改革

(1) 構造改革の考え方

- ・基本的考え方: 自由と公正という理念の尊重
- ・目標とする社会: 「効率的な社会」かつ「公正な社会」→「健全な社会」の構築
- ・健全な社会をつくるには、構造改革を進めなければならない



経済のダイナミズムを取り戻す

(2) 構造改革の進め方

- ①全体戦略をたてる → 場当たり的でなく、ビジョンに基づいた改革
- ②短期施策も整合性を保つ → 縦割り施策の打破

(3) 税制改革の必要性

「税制改革」は、国民の考える国のあり方に左右される



日本の構造改革は、税制改革抜きには考えられない

2. 税制改革の考え方

(1) 税に関する基本的考え方

- ・納税によって国が成り立っている 納税者意識を高め、国民的な合意を目指す
- ・国債も結局は税金で賄わなければならないため、国債の増加は望ましくない
- ・官民の役割分担 政府はプレイヤーではなく、審判に徹する

(2) 税制改革の新しい原則

- ①同じ所得なら同じ税負担を(公正の理念)
 - ・垂直的公平から水平的公平に重点を移す
 - ・高額所得者に対する懲罰的な税は見直す
- ②国際的に調和のとれた税負担を(中立の理念)
 - ・税の国際的な相違が経済活動に大きな影響を及ぼす
 - ・税は、人や企業の活動に対して、国際的に中立であることが望ましい
- ③税制における透明性の確保を(簡素の理念)
 - ・不必要な機能をなくし、制度を簡素化することで透明性を確保する

3. 税の機能の見直し

(1) 財源調達機能 → 「法で決められた税は確実に徴収されるべきである」

- ・税本来の機能であり、最も基本的な機能
- ・税制の歪みをなくし、制度の公正化、透明化を十分に行い、正確な納税を促す

(2) 社会政策機能 → 「弱者保護は財政によるセーフティーネットへ移行せよ」

- ・ナショナルミニマムは既に達成され、現在の所得再分配は行き過ぎと考える
- ・弱者保護は税制面ではなく、生活保護などのセーフティーネットの充実で達成すべき

(3) 経済政策機能 → 「景気対策のために税を歪めるな」

- ・現下の危機的な景気状況下では、適切な運営さえ行えば、政策減税も効果が期待できる
- ・税制の安易な変更は、不公平感を招いたり、税制を複雑化する恐れがある
- ・税はタイムリーに見直し、長期的にみて望ましい税制の姿を実現する方向で使用すべき



社会政策機能、経済政策機能をできるだけ簡素化して、小さな政府をつくることを前提に、財政政策で代替できるものは積極的に移していく

4. 具体的な税制の見直し

(1) 直ちに手をつけるべき項目

- ①納税者番号制の創設
 - ・総合課税化で税制の簡素化に役立つ これは金持ちにより厳しい措置になる
- ②租税特別措置の見直し
 - ・特定の業種などに有利になっているため、原則廃止も念頭に、見直しを行う
- ③法人税率の引き下げ
 - ・国際的な税の調和という観点から、実効税率を40%に引き下げる
- ④所得に対する課税の見直し
 - ・勤労意欲を高めたり、国際的な税の調和をはかるため、最高税率を50%へ引き下げる

(2) 検討に着手すべき項目

- ①法人事業税の見直し
 - ・地方の行政サービスの対価という観点から、課税標準を見直す 結果として赤字法人課税もやむを得ない
- ②所得税における課税最低限の見直し
 - ・国際的に見ても高水準 合理的な控除項目のあり方について見直す
- ③消費税の見直し
 - ・厳密な所得補足が困難な中、公平さという観点から消費税のあり方を検討する必要がある
- ④源泉徴収制度の見直し
 - ・年末調整ぐらいは個人で行うことにより、納税者意識を高めるのに役立つ

おわりに

- ・健全な税制の確立 → 民間部門の安心感増大 → 民間の潜在力発揮
- ・総論賛成、各論反対 → 自ら痛みを伴うことを覚悟すべき
- ・構造改革進展 → 活力ある豊かな社会

はじめに

現在は明治維新、第二次世界大戦直後に匹敵する大変革期にある。日本は各種システムの制度疲労に直面し、構造改革の実現を迫られている。構造改革を行うため、橋本内閣は6大改革に着手したが、国を成り立たせている最も基本である税制改革は、その中に含まれなかった。景気対策などのために税制は毎年議論され、見直しされているが、その内容は短期的かつ技術的要素が強いように思われる。

今は将来のビジョンや、あるべき姿が見えず、混迷を深めている現状にあるが、構造改革を進め、日本を活力ある豊かな社会とするためには、将来あるべき税の姿を明らかにすることが重要である。

1. 構造改革の中の税制改革

(1) 構造改革の考え方

独創的な企業活動が求められ、経済のグローバル化に対応して市場原理の活用が求められ、少子・高齢化などの環境変化に対応しなければならない時代を、従来の社会制度で乗り切ることにはできない。中でも日本経済の再生には、自己責任原則の確立と、市場原理の活用により、経済のダイナミズムを取り戻すことが必要である。そのためには社会の根底で、自由と公正という理念が尊重されていなければならない。自立した個人や企業が輩出し、自由にその能力が発揮でき、彼らの努力や成功が報われる「効率的な社会」とするとともに、敗者には復活の機会が与えられ、多くの人が国や社会を信頼することができる「公正な社会」、そのような、活力に溢れ、歪みのない「健全な社会」の構築こそが、構造改革の最終目標でなければならない。例えば、企業や人々が魅力を感じ、こぞって集まってくるような社会、敗者にも最低限のセーフティネットが確保されている社会、そのかわり努力や能力に応じた所得の格差が容認される社会、透明で簡素化された税制のもと、人々が納税義務を果たしている社会を私たちは思い描いている。そのような日本の社会をつくるために、今こそ構造改革を進めなければならない。

(2)構造改革の進め方

構造改革を推進するにあたって、私たちは次の2点を強調したい。第一は、全体戦略を立てることが重要だということである。現在の6大改革は、当面对応が必要な問題に対する施策を並べることが中心となっているように感じられる。全体のビジョンや戦略がはじめにあって、それにふさわしい施策を考えるという過程も必要ではないか。財政構造改革法の改正・凍結という状況に、場当たり的な印象を感じるのも、ここに原因がある。この際、もう一度中期的な全体戦略を明確にし、その理念のもとで、しっかりとした施策群を構築していくことが必要であろう。

第二に、短期的な施策についても整合性を保つ必要がある。現在、政策決定の仕組みは縦割りとなっているが、内閣機能の強化や総理大臣の権限強化をはかったり、複数の審議会を束ねることで、統一的な施策の立案ができるようにしなければならない。今のところ行政改革関連の法律が成立し、その運用に期待することになるが、当面できるところから手がけることが必要である。そのためには審議会の統合を図るべきである。金融制度調査会、保険審議会、証券取引審議会が発展的に解消し、発足した金融審議会が良い前例となる。従って、税制に置き換えて言えば、歳入と歳出のバランスを図ることが必要であり、まずは歳出を考える財政制度審議会、歳入を議論する税制調査会の合併を提唱したい。さらに、これと担当する省が異なる年金や医療、保険などの審議会を合同で開催し、税と社会保障を合わせた国民負担のあり方を、総合的に考える機会を持つことも検討すべきである。

(3)税制改革の必要性

税制とは、国家が国民から強制的に金銭を徴収する制度である。それをいかに正当化するか、そのあり方をどう合意するかは、まさしく国民の考える国のあり方に左右される。税を考えることは、国のあり方を考えることでもある。しかし現在の税制改革論議は、減税をしろという主張ばかりが前に出過ぎており、基本的な哲学が欠けているのではないかと感じられる。私たちは税制改革を構造改革の一環としてとらえ、中長期的課題として、「負担の公平」をいかに合意し、実現していくかという、国の基本に関わる原則を検討していくべきだと考える。税制は、選挙制度や司法制度と同じく、国の骨格をなすべきイン

フラと見なすこともできる。その税制を変えることは、日本の構造改革そのものであり、まさしくそれが税制改革を必要とする理由である。

2. 税制改革の考え方

(1) 税に関する基本的考え方

納税は国民の義務であり、最大の関心事の一つであるにもかかわらず、納税者意識は高いとは言えない。国のあり方に関わる税の改革を議論する際には、納税によって国が成り立っているという意識を強く持ち、国民的な合意形成を目指さなければならない。

現在、主張としては小さな政府の実現と市場原理の活用で、経済の活性化を図るべきであるとの意見が合意を得つつあるように思われる。しかし現状を見ると、小さな政府への変革は少しずつしか進展していない。政府が行う仕事をどのように減らして、小さな政府を実現するかという道筋が難しいなら、発想を変え、税収の範囲でのみ行政サービスを行う、「入るを計って、出づるを制す」※という考え方で国を運営する気構えを持つことが必要である。

ところが、国の財政は税の他に国債に頼っているのが現状である。国債はいずれ返すことが必要な借金であり、利子支払いも必要であるが、国債の元利償還は、結局は将来の税で行わなければならない。経済の成長などが実現できれば、将来世代にとってもメリットとなるとの意見もあるが、税を負担する将来世代の声を反映できない以上、特に赤字国債は望ましいものではない。

ここで注意すべきポイントは、官民の役割分担にある。市場原理の追求は民の部分で徹底的に行い、自己責任原則のもと、政府に泣きつかず、自らの道を切り開いていく。小さくなった政府は、市場原理を補完する役割、プレイヤーではなく審判に徹するという役割分担を明確にすることである。また、国と地方の役割分担においても、国の役割を限定的にとらえ、地方に権限と財源を移していくことが求められている。

※収入の額を計算し、それに応じて支出の計画を立てる[礼記より]

(2)税制改革の新しい原則

税制にはもともと「公正、中立、簡素」という原則があり、最近では国際的整合性、国際競争力などもその中に入れるべきとの見方がある。しかし今までそうであったように、それぞれの原則は時代々々でその意味合いが異なり、逆に言えば常に見直していくべきものである。そして、当然税制も時代の変化に従って、柔軟に変わっていかなければならない。私たちは「活力のある豊かな社会」を実現するため、これからの税制が果たす役割を考える場合に、特に必要な理念は、次の3つに集約され则认为る。

- ① 同じ所得なら同じ税負担を(公正の理念)：現在、クロヨンなどと言われるように、同じ所得を得ながら、所得補足に差があるため、人により異なる税金を払っていると指摘されている。私たちは、税は特定の利害関係者の力により、公正感を欠きやすいものであると考えている。

さらに、税は公正でなければならないが、公正の内容は時代により異なってくる。従来は、金持ちに重い税を課し、低所得者へ財政で再分配する垂直的公平を重視することが、公正の理念にかなうものと理解されてきた。しかし、これからは、努力した人が正当に報われ、努力に対するペナルティとも考えられるような高率の課税は行わないことが公正の理念にかなうものとする。今後は垂直的公平から、同じ所得なら同じ税を負担するという、水平的公平に重点を移していくことが必要である。

- ② 国際的に調和のとれた税負担を(中立の理念)：経済のグローバル化に伴い、企業の国際競争が激しくなる中、税の国際的調和が重視されつつある。法人税の水準に大きな差があると、それによって企業が生産拠点を移したりするため、国の税収や企業経営のあり方に大きな影響を及ぼす。人や企業の活動に対して、国際的にも中立であることが望ましい。

- ③ 税制における透明性の確保を(簡素の理念)：税制の見直しを通じて不必要な機能を切り離し、制度を簡素化したり、所得捕捉を統一的に行う仕組みを作ることで、透明性を確保する。特に所得の捕捉率が高まれば、総合課税で一本化することにより、簡素な税制の実現も期待できる。これらの実行は、税収の確保にも貢献し、税に関する信頼感を高めることにもつながる。

3. 税の機能の見直し

税はあくまで国の政策を実現する手段であり、それをどのように用いるかは、国のあり方をどう考えるかによる。その際、税制の機能別に考えることがわかりやすいと思われるので、以下では税制の財源調達機能、社会政策機能、経済政策機能の3つに分けて考察し、今後税制がどのような機能を持つべきかを提言する。

(1) 財源調達機能

「法で決められた税は確実に徴収されるべきである。」税の持つ財源調達機能は、国の財政支出を賄うために収入を確保することである。まさに税の本来の機能であり、最も基本的な機能である。歪みをなくし、簡素な制度に作り替えて、国民が納得した税制のもと、決められた税金を確実に納税してもらうことを求めているかなければならない。

(2) 社会政策機能

「弱者保護は財政によるセーフティーネットへ移行せよ。」市場原理に任せておいては、経済的強者はより強くなり、経済的弱者はより弱くなる弱肉強食の社会が出現する恐れがある。そのため、高額所得者には高率の累進税を課し、低所得者は税を免除するという税制の持つ所得再分配の機能により、国民全てが平均して豊かになることを目標としてきた。しかし私たちはナショナルミニマムは既に達成されたとの考えに立ち、税制面での広範な所得再分配はやめ、真に困った人々には財政におけるセーフティーネットの形で十分に配慮すべきだと考える。つまり、弱者の保護は生活保護などのセーフティネットの充実で達成し、累進性は必要であるものの、高所得者に重税を課して、逆にかなりの所得者にまで税金を免除するというような政策は、可能な限り小さくしていくことが望ましい。

(3) 経済政策機能

「景気対策のために税を歪めるな。」税における経済政策機能も、見直す時期にきている。現下の危機的な景気状況においては、大型景気対策が最優先で実行される必要があり、政策減税は即効性もあり、手続き的にも効率的な

ため、適切な運営さえ行えば、効果が期待できる。

しかし、税を安易に景気対策の手段として用いることは、ややもすれば恣意的に税制を変更することとなり、総合的に見て不公平感を招く恐れがある。また市場メカニズムの補正を目的とする免税措置なども、税制を複雑化する可能性がある。

本来、税はビルトインスタビライザーによって、自動的に景気を安定させる役割を持っており、経済政策機能を果たしていると言える。従って、所期の目的を達した免税措置については、タイムリーに見直す必要があろう。また、新たに導入する場合も、時限的な措置に止める、あるいは、長期的にみて望ましい税制の姿を実現する方向で活用すべきであろう。

以上、税制の3つの機能という観点から見てきたが、税制は必要な財政支出の原資を調達する際に、「負担の不公平感」をできるだけなくしていくことに全力をあげるべきである。従来、税の機能とされてきた社会政策機能、経済政策機能を可能な限り簡素化して、小さな政府をつくることを前提に、財政政策で代替できるものは積極的に移管するという方向性が望ましい。これが私たちの基本的な考え方である。

4. 具体的な税制の見直し

税のあり方を見直す場合には、直間比率の問題、所得・消費・資産への課税バランス、税における国と地方の役割分担などの基本的な検討を深めることが望ましいが、差し当たり具体的に見直すべき税制の主要な項目について、以下に述べる。

(1) 直ちに手をつけるべき項目

直ちに手をつけるべき主な項目には、次のようなものがある。

① 納税者番号制の創設

複雑になっている所得の捕捉が可能になり、総合課税に集約できるという簡素の理念から、納税者番号制度の導入が必要と考えられる。経済がグローバル化し、資金が海外流出したり、電子商取引などが活発になることにより、

課税対象が複雑化、広域化することは避けられない。納税者番号制はこれらに対して効率的な対応ができる制度として、その有効性が指摘されている。個人の情報が流出する恐れがあるというプライバシー問題についても、法律による保護を充実すれば、対応可能な課題であると考ええる。所得税の最高税率は下げるが、納税者番号制度の導入で所得捕捉率を高め、税に対する国民の信頼感を取り戻すために導入が是非とも必要である。収入を総合的に把握しようとするこの措置は、どちらかといえば金持ちにより厳しい措置になる考える。事業者番号制についても、同様の意味で、並行して導入を検討すべきである。

②租税特別措置の見直し

租税特別措置が従来果たしてきた役割は評価するものの、構造改革の視点からは、存在自体を見直すべき時期にきていると思われる。租税特別措置は、特定業種や特定の種類の法人などに有利に働くだけでなく、それによる減収分は、他への追加的な税負担で賄う必要があることを認識しなければならない。このように不公平な扱いを起こしやすい“既得権”を打破するという公正の理念からも、思い切った見直しをすべき時期にきている。例えば、今後日本経済にとって不可欠な新規産業の育成で言えば、既存の産業に有利になりがちな租税特別措置を見直し、参入しようとする企業が同じ条件で競争できるようにすることが必要である。そのためには所得税、法人税などに適用される租税特別措置は、当面増税になる恐れはあるものの、原則廃止も念頭に置きながら、検討、見直していくべきである。

③法人税率の引き下げ

現在、政府で検討が進んでいる実効税率のあり方に関しては、国と地方の税配分という点で難しい面もあるが、国際競争に臨む日本企業にハンディを負わせない（中立の理念）、企業の海外逃避を防ぐ、あるいは逆に海外から外国企業の進出を促すという理由から、私たちは、実効税率を国際水準並の40%に引き下げることが強く支持する。

④所得に対する課税の見直し

所得税で50%、個人住民税で15%という、国税と地方税をあわせて65%の最高税率は、国際的に見ても水準が高く、勤労意欲を阻害したり、優秀な人材の海外流出を招くという理由から、50%程度を上限とする累進税率に改変することが議論されている。平均税率ではあるが、江戸時代でも五公五民がせいぜいであり、六公四民となると悪代官の苛斂誅求を意味した。特に、私たちは税による所得再分配に対して慎重な姿勢をとっている。この意味でも最高税率は引き下げるべきであり、現在議論されている50%への引き下げを強く支持する。

(2)検討に着手すべき項目

次に最優先に実施すべきというには課題が残っているものの、直ちに検討に着手して、できるだけ早く実行すべき主な項目には、次のようなものがある。

①法人事業税の見直し

法人は活動をするにあたって警察、消防、上下水道、ゴミ処理、道路利用などの、様々な地方の行政サービスを受けている。事業活動を行っている以上、法人は利用する行政サービスに対する対価を納税すべきであろう。従って、事業に対する課税という意味で、法人事業税の課税標準を変えることが是認されるのであり、結果的に赤字法人に対して課税することになってもらえない。何を課税標準にするかといった問題などについて検討の余地があるものの、景気回復の動向を見ながら、導入の方向で検討すべきである。またあわせて法人住民税についても、そのあり方について考慮しなければならない。

②所得税における課税最低限の見直し

現在の課税最低限の水準は300万円超(現在は特別減税の効果で500万円弱：ただしいずれも標準世帯)である。日本の課税最低限は国際的に見て高く、見直すべきだと考える。また税は国を支える基本であるという意識を高めるためにも、所得税はできるだけ幅広く、多くの人が支払うことが望ましい。その方策としては、合理的な所得控除項目の整理で対応するのが望まし

く、その結果、税制の簡素化も期待できる。弱者切り捨てとの批判もあるが、公的扶助などの福祉政策で対応すべきである。ただし大きな問題が2つあり、一つはセーフティーネットのあり方との関連で、生活保護対象世帯へ課税すべきかどうかという点である。もう一つは消費税との関連であり、現在、所得税の課税最低限以下の人も消費税を支払っており、低所得者が全く納税していないわけではない。このような事情を総合的に勘案して、課税最低限をどの水準にするのかという、社会的合意を得ることが必要である。

③消費税の見直し

公正な所得捕捉はかなり困難であり、一方、消費税はどんな人でも消費するごとに公平に支払わなければならない税である。また消費税は、ある程度まとまった税収を確保することが可能な施策でもある。このような事実を踏まえ、歳入と歳出のかねあいなどの検討を通じて、適正な消費税率の水準に関する真剣な議論が必要にならざるをえない。その税率の見直しの際には複数税率や欧州型インボイス制度[※]の導入に関しても、同時に実行することを検討すべきであり、景気回復動向にも注視しながら、検討を進める必要がある。

※日本における消費税制度は従来帳簿方式であったが、インボイス方式を導入すべきとの意見から、1994年11月の税制改革法により、仕入れ税額控除制度が是正され、請求書、納品書、領収書、その他取引の事実を証明する書類の“保存”が義務づけられた。しかし、仕送り状を受け渡していくという、欧州型のインボイス方式は導入されていない。

④源泉徴収制度の見直し

源泉徴収制度は、本来税務署が行うべき仕事を、企業がコストを負担し、肩代わりしている制度と言える。そのため、源泉徴収制度の見直しは、税務署員の大幅な人員増など、徴税コストの増加をまねくことになり、私たちが望む小さな政府に反するとの主張がある。しかし源泉徴収制度は政府にとって、徴税コストの点から見てメリットが大きい一方、申告納税制度は納税者本人にとって、納税者意識を高めることができるというメリットがある。同じ所得を得ている者の一方が源泉課税で、他方が申告であれば、水平的な公

平感を維持する上でも問題である。申告制度は、例えば、領収書などで費用の発生を証明しなければならないという挙証責任が納税者にあるという点で、国民にとっても負担となる部分があるが、欧米の多くの国と同様に、年末調整ぐらいは個人の責任に委ね、申告制度にすべきではないか。また、私たちは、将来、情報化がさらに進めば、情報ネットの利用により低コストで個人が納税の申告をできる時代がやってくるのではないかと考える。従って、徴税方法に関して言えば、申告制度の改良、範囲拡大の方向で直ちに検討を進めるべきである。

おわりに

私たちは税制における問題点として、公正感、経済に対する中立性、透明性の確保を重視する。そして健全な税制が確立して初めて、民間部門が安心して市場原理を活用し、それぞれの潜在力を存分に発揮することが可能になると考える。

つまり、私たちは税制改革を通じて構造改革の推進を図るべきとの姿勢であるが、改革によって公正な税制を確立し、私たち民間が自己責任に基づいた活動を行うことこそが、あるべき社会の姿であるとの考えがその背景にある。私たちも、総論は賛成だが各論は反対という態度ではなく、民間も効率的でかつ健全な社会を構成する一員として、自ら痛みを伴うことも覚悟することが必要である。

社会政策機能、経済政策機能の大部分を削減することも辞さずという姿勢で公正な税制を確立し、むしろ民間の潜在力を引き出す材料にすることが、結果的に日本の構造改革を促し、活力のある豊かな社会を形成することにつながる、と私たちは確信している。

以上

平成9・10年度 構造改革委員会活動状況

平成9年

6月19日 スタッフ会
「本年度の具体的な活動の進め方について」

6月26日 正副委員長会議
「構造改革委員会の本年度活動方針について」

8月 7日 スタッフ会
「構造改革委員会の活動の具体的進め方について」

10月 2日 講演会・常任委員会
「構造改革の現状と課題 ―改革は本当に進んでいるか―」
講 師 大阪大学 経済学部長 本 間 正 明 氏

正副委員長会議
「構造改革委員会の今後の活動の進め方について」

10月29日 正副委員長会議
「金融ビッグバンについて」
講 師 松 下 滋 副委員長((株)三和総合研究所取締役理事)
「近畿地方の社会資本」
講 師 近畿地方建設局長 竹 村 公太郎 氏

12月18日 スタッフ会
「構造改革委員会の活動の取り組み方について」

平成10年

2月12日 講演会・常任委員会
「構造改革に資する税制改革とは
―中長期的視点より我が国に必要な税制を考える―」
講 師 大阪大学 大学院国際公共政策研究科教授
跡 田 直 澄 氏

4月 2日 常任委員会
「公平、効率、活力の視点から見た日本の所得税制の現状と問題点」
講 師 関西大学 経済学部教授 林 宏 昭 氏

- 4月22日 スタッフ会
「税制改革についての論点整理」
- 5月25日 講演会・常任委員会
「公平、効率、活力の視点から見た日本の法人税制の現状と問題点」
講 師 中央・コーパース&ライブランド国際税務－大阪事務所
マネージャー 佐藤 栄一 氏
- 6月15日 正副委員長会議
「構造改革委員会の本年度活動方針について」
- 7月 7日 スタッフ会
「税制改革に対する論点の整理」
- 9月 3日 スタッフ会
「提言のとりまとめに向けての討議」
- 9月16日 正副委員長会議
「提言のとりまとめに向けての討議」
- 10月 6日 常任委員会
「提言(案)についての討議」
- 10月13日 常任委員会
「提言(案)についての討議」
- | | |
|--------|---|
| 10月22日 | 常任幹事会、幹事会に提言「税のあり方を考える ～公正な税制で活力にあふれ歪みのない健全な社会へ～」(案)を報告 |
|--------|---|
- | | |
|--------|--|
| 11月30日 | 提言「税のあり方を考える ～公正な税制で活力にあふれ歪みのない健全な社会へ～」を記者発表 |
|--------|--|

平成10年度 構造改革委員会 常任委員会名簿

委員長	山本 雅司	大阪ガス	副社長
副委員長	三宅 純一	日本総合研究所	副理事長
	李 勝載	信用組合 関西興銀	副会長
	増田 保男	積水樹脂	社長
	坪井 清	日立造船	副社長
	五十嵐 勇二	日本興業銀行	常務大阪支店長
	松下 滋	三和総合研究所	取締役理事
	山崎 辰見	清水建設	常務
	山本 進	ダイキン工業	油機事業部企画部長
	正地 信夫	日本生命保険	本店財務審査部長
	村瀬 省三	国際電信電話	取締役大阪支社長
常任委員	和泉 道子	ミチ・ラ・ポータ	代表取締役
	井上 博司	光洋精工	社長
	岩堀 雅彦	中央監査法人(ケーパース・アント・ライブラント)	代表社員(パートナー)
	上野 昌也	上野製菓	常務
	江並 一嘉	近鉄百貨店	副社長
	金光 洋三	NTT関西移動通信網	社長
	神林 比洋雄	アーサーアンダーセン	大阪事務所パートナー
	才川 至孝	新明和工業	社長
	齋藤 績	関西電力	支配人秘書役
	末光 邦彦	住友金属工業	取締役
	杉尾 嘉昭	大阪証券取引所	専務理事
	砂本 貞夫	イズミヤ	総務部長
	田中 嘉彦	ジェーシービー	常務大阪支社長
	中野 久	関電情報システム	専務
	春次 賢太郎	春次メディカルグループ	理事長
	藤田 邦隆	東海旅客鉄道	取締役関西支社長
	船井 孝祐	神戸製鋼所	理事 大阪支社長
	村上 路一	住友電気工業	経営企画部長
	安井 勝正	三菱電機	関西支社副支社長
	米倉 永子	GKアソシエイツ	社長
	和田 義昭	鴻池運輸	常務

スタッフ	宇都 弘道	大阪ガス	経営調査室長
	青木 俊夫	大阪ガス	経営調査室次長
	豊田 尚吾	大阪ガス	経営調査室係長
	西村 信幸	日本総合研究所	調査部(大阪)マネジャー兼主席研究員
	蜂屋 勝弘	日本総合研究所	調査部(大阪)研究員
	菊池 友幸	積水樹脂	経営企画情報室主査
	菱川 道生	日立造船	企画部秘書役
	藤橋 琢磨	日本興業銀行	審査部西日本企業審査室室長
	江島 由裕	三和総合研究所	研究開発2部主任研究員
	森口 勉	清水建設	大阪支店企画部長
	萩原 幸洋	ダイキン工業	油機事業部企画部主事
	前田 俊哉	日本生命保険	企画広報部課長代理
	斎藤 正範	国際電信電話	大阪支社総務企画部担当部長
	代表幹事スタッフ 中村 仁	西日本旅客鉄道	経営企画部次長
	藏原 潮	西日本旅客鉄道	経営企画部主席
事務局	萩尾 千里	関西経済同友会	常任幹事・事務局長
	金子 秀一	関西経済同友会	企画調査部 主任

税制改革に関する提言「

税のあり方を考える

～公正な税制で活力にあふれ歪みのない健全な社会へ～」

平成10年11月発行

発 行 者

社団法人 関西経済同友会

常任幹事
事務局長 萩 尾 千 里

大阪市北区中之島6-2-27

電話 (06) 441-1031

印 刷 所

あさひ高速印刷 株式会社

大阪市西区江戸堀2-1-13

インターネットアドレス番号

<http://www.kbch.isp.ntt.jp/doyukai/index.html>

